

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

トラック輸送における安定的な輸送の確保及び取引環境適正化のため、「標準的な運賃」の周知に関して以下の取組を実施した。

1. 新聞広告の掲載（別紙 1）

令和 4 年 2 月 1 0 日付けの福島民報及び福島民友の紙面に公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人福島県トラック協会、トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県地方協議会連名での広告を掲載した。

2. 荷主団体への周知協力依頼（別紙 2）

今般の燃料価格の高騰を受けて、令和 3 年 1 2 月 2 4 日に福島運輸支局長及び公益社団法人福島県トラック協会長が福島県商工会議所連合会及び福島県商工会連合会を訪問し、貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知への協力の要請を行った。

これにより、福島商工会議所においては令和 4 年 2 月の広報誌に広告への掲載、また福島県商工会連合会では会員向け広報誌への「運送委託者へのお知らせ」チラシの同封により会員企業への周知にご協力いただいた。

エッセンシャルワーカー^{*}として奮闘する トラックドライバーの労働環境改善が必要です。

安定的な輸送を確保するため「標準的な運賃」をご理解ください。

※「不可欠」を意味するエッセンシャルと、ワーカー（労働者）を組み合わせた言葉。

新型コロナウイルス感染が拡大するなかでも、経済活動を止めないため、トラックドライバーは日夜頑張り続けております。

しかしながら、少子高齢化や労働環境の厳しさゆえに慢性的なドライバー不足に陥っております。

こうした状況を打開するため、国土交通省は貨物自動車運送事業法に基づき、令和2年4月、「標準的な運賃」を告示しました。トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。

持続可能な物流を実現するため、荷主の皆様、「標準的な運賃」の趣旨にご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願いいたします。



■ 標準的な運賃は、左の二次元コードからご覧いただけます。

■ 「トラック 標準的な運賃」で、検索して下さい。

行政・荷主の皆様・トラック運送事業者等で構成される協議会が中央および全都道府県に設置されており、関係者の連携のもと、トラック運送事業の取引環境の改善と長時間労働の抑制に向けて取り組みが進められております。

公益社団法人全日本トラック協会

公益社団法人福島県トラック協会

トラック輸送における取引環境・労働時間改善
福島県地方協議会



福運輸第681号
福ト協発第103号
令和3年12月24日

福島県商工会議所連合会
会長 渡邊 博美 殿

東北運輸局福島運輸支局長
支局長 有路 仙之

公益社団法人福島県トラック協会
会長 佐藤 信成

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されていますが、こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」(令和2年国土交通省告示)の設定や燃料サーチャージの導入等により貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃收受の重要性について認識を深めるためのものであり、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を收受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主(運送委託者)と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。
2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)附則第1条の2に基づき、国土交通大臣による荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

運送委託者の皆様へ

国土交通省東北運輸局福島運輸支局
公益社団法人福島県トラック協会

「燃料費・人件費の上昇分」を反映した
トラック輸送の適正な運賃・料金へのご協力のお願い

トラック輸送は、日本の荷物の約9割を運び、企業の経済活動・国民生活を支える、なくてはならない存在ですが、トラック輸送事業者を取り巻く環境は、「トラックドライバー不足」「長時間労働」「他の産業と比べ低い賃金」など厳しい状況におかれています。このような状況下で、燃料価格・人件費の上昇によって、トラック輸送事業者の経営が懸念されています。



安定した物流を確保するため、トラック輸送事業者との協議のうえ、「標準的な運賃」や「燃料サーチャージ」の導入における燃料費・人件費の上昇分を反映した、適正な運賃・料金へご理解とご協力をお願いいたします。

こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す

◎制度の詳細については、国土交通省のホームページ（下記QRコード）からご確認いただけます。

- ①トラック輸送の「標準的な運賃」
- ②トラック輸送業の燃料サーチャージ
- ③令和3年の燃料価格上昇に対する対応について

①



②



③



福 運 輸 第 6 8 1 号
福 卜 協 発 第 1 0 3 号
令 和 3 年 1 2 月 2 4 日

福島県商工会連合会
会長 轡田 倉治 殿

東北運輸局福島運輸支局長
支 局 長 有 路 仙 之

公益社団法人福島県トラック協会
会 長 佐 藤 信 成

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されていますが、こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」（令和2年国土交通省告示）の設定や燃料サーチャージの導入等により貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃收受の重要性について認識を深めるためのものであり、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を收受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。
2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、国土交通大臣による荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。



国土交通省 トラック運送適正取引相談窓口

担当部局	担当部課、運輸支局担当部署	郵便番号	所在地	電話番号
1	自動車局 貨物課	100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8575
2	自動車交通部 貨物課	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2743
3	札幌運輸支局 輸送・監査部門	065-0028	札幌市東区北28条東1丁目	011-731-7167
4	函館運輸支局 輸送・監査部門	041-0824	函館市西栲楳町555-24	0138-49-8863
5	旭川運輸支局 輸送・監査部門	070-0902	旭川市春光町10番地1	0166-51-5272
6	室蘭運輸支局 輸送・監査部門	050-0081	室蘭市日の出町3丁目4-9	0143-44-3012
7	釧路運輸支局 輸送・監査部門	084-0906	釧路市鳥取大通6丁目2-13	0154-51-2514
8	帯広運輸支局 企画輸送・監査部門	080-2459	帯広市西19条北1丁目8-4	0155-33-3286
9	北見運輸支局 企画輸送・監査部門	090-0836	北見市東三輪3丁目23-2	0157-24-7631
10	自動車交通部 貨物課	983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町1番地	022-791-7531
11	宮城運輸支局 輸送・監査部門	983-8540	仙台市宮城野区扇町3丁目3-15	022-235-2517 (ガイドライン番号:3)
12	福島運輸支局 輸送・監査部門	960-8165	福島市吉倉字吉田54	024-546-0345 (ガイドライン番号:3)
13	岩手運輸支局 輸送・監査部門	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8-5	019-638-2154 (ガイドライン番号:3)
14	青森運輸支局 輸送・監査部門	030-0843	青森市大字浜田字豊田139-13	017-739-1502
15	山形運輸支局 輸送・監査部門	990-2161	山形市大字漆山字行段1422-1	023-686-4711 (ガイドライン番号:3)
16	秋田運輸支局 輸送・監査部門	010-0816	秋田市泉字登木74-3	018-863-5811 (ガイドライン番号:3)
17	自動車交通部 貨物課	231-8433	横浜市中区北仲通5-57	045-211-7248
18	東京運輸支局 輸送部門	140-0011	品川区東大井1丁目12-17	03-3458-9231 (ガイドライン番号:1)
19	神奈川運輸支局 輸送部門	224-0053	横浜市都筑区池辺町3540	045-939-6800 (ガイドライン番号:1)
20	埼玉運輸支局 輸送部門	331-0077	さいたま市西区大字中釘2154-2	048-624-1835 (ガイドライン番号:3)
21	群馬運輸支局 企画輸送・監査部門	371-0007	前橋市上泉町399-1	027-263-4440 (ガイドライン番号:1)
22	千葉運輸支局 輸送部門	261-0002	千葉市美浜区新港198	043-242-7336 (ガイドライン番号:2)
23	茨城運輸支局 輸送部門	310-0844	水戸市住吉町353	029-247-5348 (ガイドライン番号:1)
24	栃木運輸支局 企画輸送・監査部門	321-0169	宇都宮市八千代1丁目14-8	028-658-7011
25	山梨運輸支局 企画輸送・監査部門	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880
26	自動車交通部 貨物課	950-8537	新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	025-285-9154
27	新潟運輸支局 輸送・監査部門	950-0961	新潟市中央区東出来島14-26	025-285-3124
28	長野運輸支局 輸送・監査部門	381-8503	長野市西和田1丁目35番4号	026-243-4642
29	石川運輸支局 輸送・監査部門	920-8213	金沢市直江東1丁目1番	076-208-6000 (ガイドライン番号:1)
30	富山運輸支局 輸送・監査部門	930-0992	富山市新庄町馬場82	076-423-0893
31	自動車交通部 貨物課	460-8528	名古屋市中区三の丸2丁目2-1	052-952-8037
32	愛知運輸支局 輸送・監査部門	454-8558	名古屋市中川区北江町1丁目1-2	052-351-5312
33	静岡運輸支局 輸送・監査部門	422-8004	静岡市駿河区国吉田2丁目4-25	054-261-1191
34	岐阜運輸支局 輸送・監査部門	501-6133	岐阜市日置江2648-1	058-279-3714
35	三重運輸支局 輸送・監査部門	514-0303	津市雲出長常町六ノ割1190-9	059-234-8411
36	福井運輸支局 輸送・監査部門	918-8023	福井市西谷1丁目1402	0776-34-1602
37	自動車交通部 貨物課	540-8558	大阪市中央区大手前4丁目1-76	06-6949-6447
38	大阪運輸支局 輸送部門	572-0846	寝屋川市高宮栄町12-1	072-822-6733
39	京都運輸支局 輸送・監査部門	612-8418	京都市伏見区竹田向代町37	075-681-9765
40	奈良運輸支局 企画輸送・監査部門	639-1037	大和郡山市額田部北町981-2	0743-59-2151 (ガイドライン番号:4)
41	滋賀運輸支局 企画輸送・監査部門	524-0104	守山市木浜町2298-5	077-585-7253
42	和歌山運輸支局 輸送・監査部門	640-8404	和歌山市湊1106-4	073-422-2138
43	神戸運輸監理部 兵庫陸運部	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	078-453-1104
44	自動車交通部 貨物課	730-8544	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-3438
45	広島運輸支局 輸送・監査部門	733-0036	広島市西区観音新町四丁目13-13-2	082-233-9167
46	鳥取運輸支局 輸送・監査部門	680-0006	鳥取市丸山町224	0857-22-4120
47	島根運輸支局 輸送・監査部門	690-0024	松江市馬場町43-3	0852-37-1311
48	岡山運輸支局 輸送・監査部門	701-1133	岡山市北区富吉5301-5	086-286-8122
49	山口運輸支局 輸送・監査部門	753-0812	山口市宝町1-8	083-922-5336
50	自動車交通部 貨物課	760-0019	高松市サンポート3番33号	087-802-6773
51	香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門	761-8023	高松市鬼無町字佐藤20-1	087-882-1357
52	徳島運輸支局 輸送・監査部門	771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-1	088-641-4811
53	愛媛運輸支局 輸送・監査部門	791-1113	松山市森松町1070	089-956-1563
54	高知運輸支局 輸送・監査部門	781-5103	高知市大津乙1879-1	088-866-7311
55	自動車交通部 貨物課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11-1	092-472-2528
56	福岡運輸支局 輸送部門	813-8577	福岡市東区千早3丁目10-40	092-673-1191 (ガイドライン番号:2)
57	佐賀運輸支局 企画輸送・監査部門	849-0928	佐賀市若楠2丁目7-8	0952-30-7271 (ガイドライン番号:1)
58	長崎運輸支局 輸送・監査部門	851-0103	長崎市中里町1368	095-839-4747 (ガイドライン番号:2)
59	熊本運輸支局 輸送・監査部門	862-0901	熊本市東区東町4丁目14-35	096-369-3155 (ガイドライン番号:3)
60	大分運輸支局 輸送・監査部門	870-0906	大分市大州浜1丁目1-45	097-558-2107 (ガイドライン番号:3)
61	宮崎運輸支局 輸送・監査部門	880-0925	宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-3	0985-51-3952 (ガイドライン番号:2)
62	鹿児島運輸支局 輸送・監査部門	891-0131	鹿児島市谷山港2丁目4-1	099-261-9192 (ガイドライン番号:3)
63	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1-1	098-866-1836
64	沖縄総合事務局 陸運事務所 輸送部門	901-2134	浦添市宇港川512-4	098-877-5140